

## 平成24年御嵩町議会第3回臨時会会議録

1. 招集年月日 平成24年7月18日
2. 招集の場所 御嵩町役場議会議場
3. 開 会 平成24年7月18日 午前9時 議長宣告
4. 会議に付された件名
  - 議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について
  - 議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
  - 議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
  - 議案第39号 財産の無償貸付について

## 議事日程第1号

平成24年7月18日（水曜日） 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

町長報告 1件

報告第5号 専決処分の報告について

日程第4 議案の上程及び提案理由の説明 4件

議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 財産の無償貸付について

日程第5 議案の審議及び採決 4件

議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について

議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案第39号 財産の無償貸付について

日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項について

---

## 出席議員（12名）

議長 谷口 鈴 男	1番 高山 由 行	2番 山口 政治
3番 安藤 雅 子	5番 柳 生 千 明	6番 山田 儀 雄
7番 加藤 保 郎	8番 伊崎 公 介	9番 植松 康 祐
10番 大沢 まり子	11番 岡本 隆 子	12番 佐谷 時 繁

## 欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	渡邊公夫	副町長	瀬瀬久美
教育長	丹羽一仁	総務部長	鍵谷昌孝
民生部長	田中康文	建設部長	奥村悟
教育担当参事	安藤信治	企画調整担当参事	三輪康典
総務課長	寺本公行	企画課長	加藤暢彦
まちづくり課長	須田和男	保険長寿課長	山田徹
建設課長	伊左次一郎		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	渡辺謙二	議会事務局書記	渡辺一直
--------	------	---------	------

## 開会の宣告

議長（谷口鈴男君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。したがって、平成24年御嵩町議会第3回臨時会は成立しましたので、開会をいたします。

これより本日の会議を開きます。

地方自治法第121条の規定により出席を求めた者及び委任者は、お手元に配付してあります報告書のとおりですので、お願いします。

招集者 渡邊町長よりあいさつをお願いいたします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

おはようございます。

臨時議会を招集させていただきまして、早朝よりお集まりいただきまして、ありがとうございます。

まず、九州地区でこのたび豪雨災害に遭われました皆様方に、心からのお見舞いを申し上げます。また連日、原発の問題、そしていじめの問題と、御嵩町で看過できないようなそんな大きな問題が、またうねりが起きております。議員の皆さんにもそれぞれお考えはあるかと思えますので、いろんな場で議論がしていけたらということをおもっております。

本日の議題は、大変町民に対して心苦しい提案をするわけではありますが、御審議のほど、よろしくお願ひしたいと思います。報告1件、議案4件でありますので、慎重なる御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（谷口鈴男君）

本日の日程は、お手元に配付しました議事日程のとおり行いたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

---

## 会議録署名議員の指名

議長（谷口鈴男君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、5番 柳生千明君、6番 山田儀雄君の2名を指名します。

---

## 会期の決定

## 議長（谷口鈴男君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、7月10日の議会運営委員会で本日1日と決めていただきました。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定いたしました。

---

## 諸般の報告

### 議長（谷口鈴男君）

日程第3、諸般の報告を行います。

町長報告を行います。

報告第5号 専決処分の報告について、朗読を省略し、説明を求めます。

建設課長 伊左次一郎君。

### 建設課長（伊左次一郎君）

おはようございます。

では、専決処分について、御報告をさせていただきます。

御報告の前に、本報告書の差しかえがございましたこととおわび申し上げます。どうも済みませんでした。

では、諸般の報告つづりの1ページをお願いいたします。

報告第5号 専決処分の報告につきまして、御説明をいたします。

車両事故による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第180条第1項の規定により平成24年6月7日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告いたします。

専決処分の内容は、平成24年5月19日土曜日午前10時35分ごろ、御嵩町御嵩地内の町道千ノ井・真多羅線において、御嵩町地域環境保全活動（みたけロードサポーター）に登録するSUN SUNクラブ会員が、草刈り機にて町道の除草作業中、石をはね、現場を走行中であつた車の右フロントガラスを破損させたものです。

損害賠償の相手方は、御嵩町中795番地1、真溜保寝具センター有限会社 伊佐治淳氏。損害賠償額は3万2,340円であります。なお、この損害賠償につきましては、町が加入しております総合損害賠償補償保険により保険給付を受けております。

また、みたけロードサポーターに登録し、活動していただいております寄附団体のすべてに事事故例の紹介と、危険予知への確認依頼を文書にて7月13日付で発送いたしました。以上でございます。

---

## 議案の上程及び提案理由の説明

### 議長（谷口鈴男君）

日程第4、議案の上程及び提案理由の説明を行います。

お諮りします。本臨時議会に提案されました議案第36号から議案第39号までの4件を一括議題として上程し、提案理由の説明を求めたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

それでは、付議事件を一括議題とし、提案理由の説明を求めます。

議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、朗読を省略し、説明を求めます。

総務課長 寺本公行君。

### 総務課長（寺本公行君）

それでは、議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

補正予算と記した赤のインデックスがついておりますつづりの2枚目をめくっていただき、1ページをお願いいたします。

平成24年度御嵩町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正として、第1条で3,800万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を63億7,450万2,000円とする旨規定しています。

各款、項ごとの補正額につきましては、2ページ掲載の「第1表 歳入歳出予算補正」によりますので、お目通しをお願いいたします。

それでは、4ページを開いていただき、歳入から説明します。

款15県支出金975万3,000円の増額は、国民健康保険税の負担の軽減を目的とした国民健康保険基盤安定負担金を増額するものです。

款18繰入金2,825万1,000円の増額は、財源調整のため、財政調整基金繰入金の増額であります。

次に、歳出に移ります。

款03民生費、目02国保年金事務等取扱費で、国民健康保険特別会計繰出金を3,800万4,000円増額しています。この繰出金の内容は、まず歳入予算で説明しました県負担金を原資に、保険税軽減のための基盤安定繰出金を1,300万4,000円増額します。さらに、国民健康保険税の値上げ幅圧縮に対処するために、新たに特別支援繰出金2,500万円を計上しています。

以上で、一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

続きまして、議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件朗読を省略し、説明を求めます。

保険長寿課長 山田徹君。

**保険長寿課長（山田 徹君）**

おはようございます。よろしくお願ひします。

それでは、議案第37号、第38号について御説明いたします。

初めに、議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

補正予算書の中の、黄緑色の表紙の裏1ページをお願ひいたします。

今回の補正は、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,193万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億4,993万8,000円とするものです。御存じのように国保会計につきましては、国民健康保険法により医療費総額の50%を国や県で負担し、残りの50%を国保税などで賄うことになっております。今回の補正につきましては、基準課税総所得の減少に伴う保険税の減収と、医療費の増加によることが主な原因でございます。

補正内容ですが、歳入で主なものは、国民健康保険税の税率改定をお願ひすることによります増額と、国民健康保険法の改正によります国庫支出金の減額、前期高齢者交付金などの確定によります増額、そして平成23年度決算見込みによる繰越金の増額です。

また、歳出につきましては、医療費の増加によります保険給付費の増額と、後期高齢者支援金、並びに介護納付金などの金額の確定によります増額です。

それでは、予算書の6ページをお願ひいたします。

まず歳入につきましては、国民健康保険税については厳しい財政運営に対応するために税率改定をお願ひするわけですが、本算定課税により一般被保険者、退職被保険者分を合計で2,467万8,000円増額補正いたします。

続いて、7ページをお願ひいたします。

上段の国庫支出金、療養給付費等負担金につきましては、法改正により国の負担割合が34%から32%に変更されたことなどによる3,508万9,000円の減額です。

また、2段目の療養給付費交付金は、退職者医療交付金の交付額確定による1,540万1,000円の減額です。

3 段目、前期高齢者交付金につきましては、現年度分と22年度精算追加とも交付金額が確定されまして、7,479万円を増額いたします。

一番下の県支出金は、県の財政調整交付金でございますが、普通調整交付金・特別調整交付金を合わせて2,751万4,000円を減額いたします。

8 ページの2 段目をお願いいたします。

繰入金でございますが、先ほど一般会計補正予算案の説明がございましたが、低所得者層への保険税軽減分・保険者支援分を繰り入れる保険基盤安定繰入金と、赤字補てんをお願いいたします特別支援繰入金を合わせて3,800万4,000円の増額です。

その下の繰越金は、平成23年度の繰越金が確定見込みとなりましたことにより1 億247万円の増額です。

歳出については9 ページをお願いいたします。

初めに保険給付費ですが、療養諸費としまして一般及び退職被保険者の療養給付費、療養費、審査支払手数料でございますが、今後も増加する医療費に備えるため、合計で1 億866万円の増額、また下段の高額療養費も、一般退職者を合わせて1,524万4,000円の増額でございます。

10ページに参ります。

上段の後期高齢者支援金は、後期高齢者医療制度でのいわゆる現役世代からの支援としまして金額が確定してまいりました。1,200万1,000円の増額でございます。

また、その下の前期高齢者納付金、一番下の老人保健拠出金もそれぞれ金額が確定しましたことによる補正でございます。

11ページに参りまして、初めの介護納付金につきましては、介護保険制度での第二号被保険者40歳から65歳未満の方の保険料としまして支払基金を納めるものですが、これも金額が確定しましたことによる増額補正です。

中段の諸支出金は、平成23年度の高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当の国からの補助について、精算して返還する分11万1,000円の増額補正です。

そして最後に、予備費は収支の見込みにより407万7,000円の増額となります。

主なもののみ説明をしましたが、お目通しをよろしくをお願いいたします。

続きまして、議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御説明をいたします。

議案つづりの2 ページをお願いいたします。

議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について。

御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。平成24年7月18日提出。御嵩町町長 渡邊公夫。



今回の一部改正につきまして、主な理由は、医療費の増加などによりまして逼迫しております国保財政に対応するために、平成20年度以来の税率の改定を行うものでございます。

御嵩町の国保財政の運営の状況が大変厳しいものであることは、議会議員の皆様にも幾度となく御説明をさせていただき、御協議をいただきました。そして、今回課税の見直しをすることで、大変心苦しいのですが、平均13.1%の値上げ改正をお願いするものでございます。

内容につきましては、資料つづりの中の1ページをごらんください。

ここに、今回上程させていただいております税率改正の比較表がございます。御存じのとおり国保税の賦課基準は、医療給付費分、後期高齢者支援金分、介護納金分の3つで構成される仕組みになっております。

今回の改正内容は、医療分の所得割を6.32%から7.59%に、同じく医療費の均等割りを2万6,400円から2万9,000円に、また支援分の所得割りを1.58%から1.99%に、同じく支援分の均等割りを6,600円から7,800円に、そして、介護分の所得割りを1.5%から1.86%へ、表の中では全部で5カ所になりますが、それぞれ変更させていただくものです。その他の部分は、据え置きとさせていただきます。

また、資料つづりの2ページからは新旧対照表がございますが、ページをめくって3ページをお願いいたします。

第23条ですが、国民健康保険税の減額に係る条項でございます。ここでは低所得者の方への軽減制度について、いわゆる7割軽減、5割軽減、2割軽減がございますが、今回の改正案によります医療分と支援分のそれぞれの均等割りの部分に係りますものについて、該当する軽減される金額、つまり差し引かれる金額も連動して改正されるものが示してございます。

3ページの中ほどの第1号については7割軽減、第2号は5割軽減、そして4ページ参りまして第3号は2割軽減分の改正です。

ちなみにこの改正によりまして、年間給与収入およそ300万円の4人家族では、年間で約4万9,000円の増額をお願いするものでございます。

さらに、議案つづりの2ページにお戻りください。

一番下の附則にございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

また、適用区分といたしまして、改正後のこの規定は平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用させていただきます。

以上2件、議案第37号、第38号の説明を終わらせていただきます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第39号 財産の無償貸付について、朗読を省略し、説明を求めます。

まちづくり課長 須田和男君。

**まちづくり課長（須田和男君）**

おはようございます。

それでは、議案第39号 財産の無償貸付について、御説明申し上げます。

議案つづりは3ページでございます。

今回、無償貸し付けする普通財産は、願興寺西側駐車場に設置されている旧御嵩町観光休憩所の建物及びその敷地でございます。

この旧観光休憩所の建物につきましては、平成17年4月より、皆様御存じのとおり女性中心のボランティアグループ「御彩屋」に御活用いただき、手づくり作品の展示やリサイクル品、雑貨等の販売から、だんごや五平もち、うどんなどの軽食サービスも展開され、観光客、代表者へのおもてなしを続けてきていただいたわけですが、本年3月末日をもって「御彩屋」は閉店されました。

町としましては、御嵩宿周辺のにぎわいの創出、駅前の活性化のため、この旧観光休憩所建物を有効に活用するため、目的に沿った利用をしていただける団体を募集いたしましたところ、2団体から企画書の提出がありました。しかし、後日、1団体が企画書の取り下げを申し出られたため、選定審査委員会においては1団体について企画内容、事業の継続性、町への貢献度等の観点から御協議をいただきました結果、本日上程しました「とおoryんセクラブ」に貸し付ける方向で意見がまとまり、また、貸し付けに伴う契約内容等を協議し、双方確認できましたので、平成24年7月9日付で「とおoryんセクラブ」と仮契約を締結いたしました。

「とおoryんセクラブ」については、営利を主たる目的としない住民団体であることから、無償で貸し付ける仮契約を締結しましたので、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案に戻りますが、1の貸し付けする普通財産は、土地及び建物でございます。所在は、御嵩町御嵩字北町1377番地2、面積ですが、土地につきましては1,310.84平方メートルのうち58.85平方メートル。建物につきましては、木造平家建て33.75平方メートルでございます。なお、土地と建物の面積の差につきましては、貸付団体におきまして建物正面側のひさし部分について囲うような改修を施す計画がされておりました、土地についてはその分を含んでおりますので、15平方メートルほど多くなっております。

また、この増築・改修に当たっては、地域づくり助成事業の施設整備補助金を活用する予定であります。

貸し付けの相手方は、岐阜県可児郡御嵩町宿2223番地、とおoryんセクラブ、代表 土本直子さんでございます。

3の無償貸付とする理由でございますが、先ほども触れましたが、当該団体は旧御嵩町観光休憩所の建物をおもてなしの場として有効活用することにより、地産地消と御嶽宿並びに御嵩駅前周辺のにぎわいの創出を図り、営利を主たる目的とせず、地域振興のため活動する住民団体であるということから無償で貸し付けるものでございます。

資料といたしまして、赤インデックスの資料つづりの5ページから仮契約書の写しを添付しておりますので、後ほどお目通しいただきたいと思いますが、今回の貸借契約におきましては、第3条の使用貸借期間の条項において平成27年3月31日で貸借期間が満了する旨を定めておりまして、契約内容を含めまして以降3年ごとに契約を締結し、更新していくことを規定しております。

契約期間満了に伴い、次期の3年につきまして更新する場合においても、無償で貸し付けるような契約であれば、再度議会の議決をいただくということになりますので、よろしく願いいたします。

また、「とおoryんせクラブ」より提出されました企画書の概要を、資料つづり9ページに添付させていただいております。後ほどお目通しいただきたいと思いますが、ここで、大変申しわけございませんが、その9ページ、資料の訂正をお願いいたします。

添付いたしました資料9ページの一番下段、※印の行ですが、「5の営業スタッフのほか、34名の協力メンバーがおります」という記載がありますが、整理番号の重複と私どもの人数のカウント誤りがありまして、36名の協力メンバーがお見えでしたので、34名を36名に御訂正をお願いいたします。「とおoryんせクラブ」は代表の土本さんを含め、現段階では46名で構成されております。深くおわびを申し上げますとともに、今後は十分注意を払ってまいりますので、資料の訂正について、よろしく願いをいたします。

以上で、議案第39号 財産の無償貸付について説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ここで暫時休憩といたします。

再開時間は9時45分といたします。

午前9時28分 休憩

---

午前9時45分 再開

**議長（谷口鈴男君）**

休憩を解いて再開をいたします。

---

## 議案の審議及び採決

議長（谷口鈴男君）

日程第5、議案の審議及び採決を行います。

議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

7番（加藤保郎君）

前回の議員全員協議会の折での質問で、再度確認だけさせていただきます。

町長さんにお答えを願うわけですが、前回の全員協議会の資料7ページがありますが、国民健康保険特別会計における一般会計からの法定外繰入金についてということでもあります。

上記の当初予算での、その他一般会計繰入金分を除外するというので、3,807万8,670円という数字があるわけですが、ここで、今回一般会計の補正が3,800万4,000円ということで、ちょっとそのとき間違えて扱ってございまして、こういう7万8,000円だけど、4,000円で処理されたのだなあというふうに思っておりましたら、実はこれよく見ると、基盤安定繰り出しは別でありまして、法定外は2,500万ということではありますが、残りのあと1,300万、7ページでいいますと3,800万法定外繰り入れは欲しいということでもありますので、1,300万というのがあるわけですし、今後の医療費の動向においては、国民健康保険特別会計のほうでの財政的な関係も、ここで税率等を確定して補正予算を組んでしまいますので余分な出入りがないと思うんですが、今後においても3,800万は、例えば2,500万を除いたあとの1,300万は確定されるのか。

それから、以後、平成24年はそんなような格好で現在補正予算を組むことができるわけですが、25年、26年において、24年度はこういうふうに特殊ではありますが1億の繰り越しがあったことによって3,800万で済むわけですが、25年度以降は、また医療費が例えば5%アップするという状況の中でいけば、一般会計における法定外の繰出金が6,000万、下手をすれば1億というような数字となるわけですが、翌年度以降、25年、26年もそのような考えで計画というか、執行部のほうはお思いでみえるということをお前は聞いたわけですが、そのように発言されましたが、それで間違いありませんね。以上です。

議長（谷口鈴男君）

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

加藤議員の質問にお答えをいたします。

この数値をはじき出した時点で繰越金という形にしております部分というのは、国保は3月31日で一たん年度が変わるわけでありまして、出納閉鎖して決算という形になる、そこまでの経費は当然必要ですので、1億円余りの繰り越しというものが出てくるのは必須のことだと思います。結果的に数字は出てはおりますけど、私はしっかりとした確認はしておりませんが、何とか23年度については運営できたという解釈をしております。その上で、本来事務方のほうですと、20%ほどの値上げということを希望はしておりますけど、安全策という意味で20%に落ちつくのが一番いいということではありましたけれど、今の御時世等とも考えますと、とても20%というのは看過できない数字になってくるというふうに解釈しております。

今まで法定外については、常識的な支出しかしておりません。交付税算入分であるとか、特定健診分であるとかという部分だけで、本来の法定外と解釈できるようなものではなかったわけでありまして、やはり、まず高齢化が進みまして、医療費の高騰ということもありますので、基本的には財源不足になってくるということから、値上げをさせていただいた上で、13%プラス一般会計のほうから支出を、いわゆる法定外という形で、本来の形ではないにしても実行していくと。

これを機会に、近隣の市町村等とも調査させていただきましたけれど、かなりの額、解釈違いやいろいろあるでしょうけれど、法定外で支出をおられますので、御嵩町は、そういう意味ではしっかりとこれまで耐えてきたというのが現状かなと思いますけれど、少なくとも、今回値上げをさせていただき、また来年もというわけにはいきませんので、ある程度の年数はこの金額で維持していかなければいけないと。それに対応するための額は、将来的に来年度、25年度にはまた法定外の支出というのは金額が変わる可能性はありますけれど、やはり対応していきたいというふうに思います。

目標は一応3年と、私自身は思っておりますので、3年が過ぎて、なおかつ大きな法定外の支出が必要ということになれば、4年目には、また国保税の改正をしていかざるを得ないという状況になるかと思っておりますので、3年間については、この13%余りの値上げで対応させていただくということを考えております。

#### 議長（谷口鈴男君）

ほかに。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第36号 平成24年度御嵩町一般会計補正予算（第3号）について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

---

### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 安藤雅子さん。

### 3番（安藤雅子君）

先ほどは失礼をいたしました。

先ほどと同じ質問になりますが、国保の値上げというのは医療費がふえていることが原因だというふうに私は解釈をしておりますが、この医療費の値上げをするのには、医療費を防がないと国保の値上げというのはなかなかとまっていけないのではないかと思います。

医療費の抑制のためには、予防医学としてスポーツを使っていくとか、ジェネリック医薬品を使うとか、いろんな方法があると思うんですが、町のほうは、そういう医療費を抑制するための対策としては何かお考えでしょうか。よろしく願いいたします。

### 議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 山田徹君。

### 保険長寿課長（山田 徹君）

安藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず初めに、国保の会計でございますが、医療費の伸びも要因ではございます。大部分がそこでございますが、今回もちよっと補正のほうで触れてございます後期高齢者の支援金だとか、介護保険に対する納付金、こちらも国保以外のほうで要因として伸びております。そちらの伸

びもかなり伸びておりまして、これは国保の分野の中ではどうすることも今の状況ではできない状況ですので、その点だけお知りおきください。

なお、医療費の抑制についてですが、これにつきましては、もちろん御嵩町のほうでもそれぞれ取り組んではおりまして、まずレセプト点検ですが、国保の総合システムというものが昨年より稼働しておりまして、そういったものを使いながらレセプトの各種点検を強化、充実しております。御嵩町につきましては、レセプト点検の専門医の方をお一人つけて、週5日ですけれども毎日点検をしていただいております。

それと、あとジェネリック医薬品について先ほどちょっとお話が出ましたけれども、これも国保の国保連のほうが中心になりまして、今年度から試験的ですが、ジェネリック医薬品にしたらどのくらいの差額が出るかという、そういった通知を、国保連のほうでそういったシステムをつくっておりまして、ただ御嵩町、可児市、この中濃管内におきましてはまだ具体的にそれを運営するということまでは至っておりませんが、来年以降に、医師会の方の御理解もあると思いますけれども、そういったところとも御協議をいたしながら行っていきたいと思っております。

それと、適正な受診促進につきましては、やはり多重受診や不要な薬剤を処方される方もおられますので、そういったことはPRを向けて、かかりつけのお医者さんをつくるだとか、そういったことは進めております。

もう1つ、特定健診や特定保健指導でございますが、これは福祉課の保健センターさんとの連携によりまして日夜取り組んでおるところなんですけれども、いわゆる生活習慣病の防止ということで、具体的には健診率というのはなかなか目標とするところまでは至りませんが、それにも具体的には取り組んでおるところです。

あと、各種検診や保健予防事業についても保健センターさんのほうで展開をしていただいておりますし、健康診断の助成につきましても、御嵩町のほうでも助成制度を設けて取り組んでおります。

医療費というものは増大するという大前提でいくのではなくて、やはり国保運営協議会のほうでも御意見としていただいていたんですけれども、医療費の抑制につきまして、町として具体的に取り組んでいくようにということで御意見をいただきましたので、その点については今後も進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[挙手する者あり]

1番 高山由行君。

## 1 番（高山由行君）

全協のほうでも加藤議員が質疑のほうをしていましたが、まず13%の負担増で町民の方にかなり多くの税の負担をさせていただくということで、国のほうでも消費税の問題で、形は違いますが、まず自分の身を切るという形でやってほしいということで議論がありました。御嵩町のほうでも、まず8ページの国民健康保険税算出結果のほうで、キで、収納率は平成20年度からの動きを考慮した上でさらなる収納努力を見越し92%と予測した。クで、滞納繰越収入見込みは前年度23年度収入を参考し見込みましたと書いてあるわけですが、いつも議会のほうでも問題になっている収納率の問題ですが、20年度から収納率のほうを見てみますと、平成21年度で収納率はがたっと落ちていきますね。それはリーマンショックの景気の動向からだと思えますけど90.3%、22年度91.7%、23年度91.3%、また22年度から落ち込むということで、92%がただの目標なのか、今24年度でいけるふうな数字なのか、また滞納分の収納率に関しましても2,500万という数字は22年度で10.7%、23年度でやっと14.4%で2,460万、その数字が出ているわけですね。ここで2,500万、その92%と滞納分の2,500万は見積もりとしたらかなり厳しいかなと私自身は思うんですが、そこら辺の根拠、見解をお教え願いたいです。以上です。

## 議長（谷口鈴男君）

保険長寿課長 山田徹君。

## 保険長寿課長（山田 徹君）

高山議員の御質問にお答えをいたします。

収納率の達成について、先ほど御説明にございました92%、それと滞納繰り越しについて2,500万円がかなり難しいのではないかというような御指摘ですが、やはり、私も今までどおりでやっておればこれは難しいことだと思います。

今までうちのほうも努力していなかったかといいますと、そうでもなくて、それなりには取り組んでおりましたが、やはり創意工夫を凝らした滞納整理というのも考えていかなくちゃいけないということもございまして、今年度からコンビニ収納というものも始めまして、納付機会をふやすだとか、郵便局で納付をする方についてもそういった機会をふやすというようなことで、そういう納付書のほうを発行しております。

それと、口座振替につきましては、もちろん現年度分に対してのことなんです。やはり御嵩町につきましては、今現在、被保険者全世帯の数から比べますと63%程度なんです。これが岐阜市さんは57%だとか、可児市さんは60%だとか、うちより低いんですけども、多治見市さんになんかについては69%、他県では、名古屋市のほうはかなり口座振替の率が大きいというのを聞いておりますので、そのあたりも研究して、これから新規加入をされる方につきましては口座振替を大前提としましてお勧めをしていきたいと、そんなふうにも考えております。



あと、滞納処分関係でございませけれども、今年度に入りまして執行部の上層部のほうからも指摘がございまして、税務課のほうではかなり強制的な処分が進んでおるようなことなので、保険長寿課といたしましても、人員不足ではございますが税務課さんのほうと連携をしまして、もう既に取り組んでから4件ばかりの差し押さえのほうをしてきておりまして、着実にそのあたりは目に見える形で、被保険者の方に示すような形でやっていきたいと思っております。

そういったことも踏まえて、92%というのは上を向いた目標ではございますけれども、できるだけ目標を高い位置に持ちまして、日夜努力をしていくつもりでございますので、そのところも御理解をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

#### 議長（谷口鈴男君）

ほかに質疑ございませんか。

[挙手する者あり]

7番 加藤保郎君。

#### 7番（加藤保郎君）

高山議員が今質問したように、この予算を成立させておるのは滞納繰り越し分の徴収とか、現年度分の徴収額があるから一般会計からの特別繰り入れが少なく済むというような状況の中で、今担当課長が言われましたが、この前の全員協議会の折にでも瀬瀬副町長のほうからちらっとそんなような話は出たわけですが、国民健康保険へ入る方というのは、社会保険へ入られる方、また皆さん方公務員のように共済保険に入られる方以外の、例えば資産がない、それから所得も一定額が毎月入ってこないような人とか、アルバイトのような方、そういう方が基本的に親の扶養に入るわけではない国民健康保険に入られる。そういう方に対して、土地家屋がない方で差し押さえをしてどうのこうのとかいうような今も話がありましたが、基本的なことは、一番の低所得者が入るのが国民健康保険。それで、税率等を所得割で今回大変上げられましたので、高額所得者、その中でも例えば我々みたいな年金所得者、それからもう少し高齢者の方でも年金を結構もらって見える方々からの、国民健康保険の加入者から税を負担していただくという気持ちでやってみえると思うんです。そういう方ですので、いろんな要素があって、ただ単に税務課だけ、税務課を主体とした滞納の収納のプロジェクトがあるわけですが、そこで検討できない部分が当然国民健康保険にもあると思っております。

ですから、民生部長を初め担当課長、担当係長のみならず、それぞれ部門ごとで介護保険も含め、全庁的な対応でやっていただかないと、これだけの収入見込みは達成するのが難しいと思うわけですが、そこら辺のことについて、副町長、この間の意見ではちょっと私は不備だと思うわけですが、そこら辺、国保だけは特別にこういう状況の財政の中で、もう少し力を入れて滞納整理をやろうというような考えはお持ちかどうか、そこを一遍聞きたいと思っております。よ

ろしくお願いします。

**議長（谷口鈴男君）**

副町長 瀨瀬久美君。

**副町長（瀨瀬久美君）**

それでは、加藤議員の質問にお答えをしたいと思います。滞納整理につきまして全体的なことをまず申し上げますと、やはり県と市との連携の強化ということで、市町村税務課職員を県のほうと総合交流事業というものを既にやっておりますし、それから、庁舎内の連携につきましては、御嵩町収納対策担当者検討委員会というものを設けまして、それぞれ情報を共有して対応するというようにしております。

それから、先ほどもお話がありましたが、コンビニ収納をスタートさせております。

また、特に滞納につきまして問題がありますのは、怠慢とか社会的ルール、法的ルールを守らないという、極めて遺憾な例もあるということも事実であるということの中で、悪質な納税者に対しては、税の公平性の面から毅然とした態度で臨むということをございまして、そういうことから、納税相談を行いつつも滞納者を調査して、具体的に対応していくということの中で差し押さえをとということをございます。

そして、滞納整理に力を入れるかということの御質問なんですが、当然担当課としては、最大限の努力を払った中で対応していくということで、平成20年の税の改正のときに議長の谷口議員のほうから指摘があったわけでありましてけれども、保険税の前に、君たちはその前に何かやることがあるんじゃないかということをお指摘いただいたわけでありまして、これについてはまさに滞納整理だという認識でおりますので、加藤議員、国保を担当されたということで、私ども大変その御指摘については深く受けとめておりますので、今後、部長、課長にその思いを私からも伝えていきたいというふうに思います。以上です。

**議長（谷口鈴男君）**

ほかに。

[発言する者なし]

質疑がないようでございますので、これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

[発言する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号 平成24年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、

採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

なお、先ほど、3番 安藤雅子さんの一般会計補正予算の質問につきましては、議事録から削除をしたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは削除をしておきますので、よろしく願いいたします。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号 御嵩町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議長（谷口鈴男君）

続きまして、議案第39号 財産の無償貸付についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号 財産の無償貸付について、採決を行います。

本案を、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員であります。したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

---

#### 議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定

議長（谷口鈴男君）

日程第6、議会運営委員会の閉会中の継続審査の決定について。次期議会（必要により定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項についてを議題とします。

お諮りします。ただいま議題となっております事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、ただいま議題といたしました事項につきましては、議会運営委員会の閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

---

議長（谷口鈴男君）

以上で本臨時会に提出されました案件はすべて終了いたしました。

ここで、町長よりあいさつをお願いします。

御嵩町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

ただいまは慎重なる御審議の上、すべての議案について賛成をいただきまして、まことにありがとうございました。

いよいよ真夏ということになってきましたけれど、でき得れば、非常にエゴイスティックで

ありますけれど、自然災害はことしは御嵩町では起きないような、そんな年になったらいいなあというふうに思っております。

また8月になりますと、3日が国体、いわゆる「ぎふ清流国体・清流大会」の炬火リレーが、御嵩の順番がやってまいります。先日、乗鞍での採火式にも出席しまして、そのスタートを見届けてまいりました。ぜひ御嵩町も全面的に協力しながら、いい清流国体にしたいというふうに思っております。

非常に個性的で、名鉄電車を一部使わせていただくということで、昨日横井専務、高木常務がお越しになりまして、大変な話題にもなりました。御嵩町の部分をしっかりとした形で成功させたいと思います。

また、4日には青年部の関係でのエコビアガーデン、5日には「よってりゃあ、みたけ」があります。イベントがメジロ押しでありますけれど、ぜひ議員の皆さんにも各イベントに参加をしていただいて、御嵩の元気を外に向けて発信していただけたら幸いに思います。

暑くなります。健康に気をつけていただいて、各種イベントに参加していただき、健康であることを前提にこの夏を乗り切っていただきたいと思いますので、よろしく願いしまして、本日の臨時会のお礼の言葉にさせていただきます。ご苦勞さまでございました。ありがとうございました。

---

#### 閉会の宣告

議長（谷口鈴男君）

これもちまして、平成24年御嵩町議会第3回臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前10時16分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員